

■冬の生活応援事業(灯油等購入費助成)について

町民生活の経済的な負担を軽減するため、灯油等購入費を助成します。灯油価格が高騰している状況を受け、今年度は助成額を5千円から1万円に引き上げます。

●対象世帯

(1) 令和4年11月1日現在で白鷹町に住民票があり、世帯員全員の令和4年度市町村民税が非課税、かつ次のいずれかの要件に該当する世帯

- ① 65歳以上の方(昭和33年4月1日以前に生まれた方)のみで構成されている世帯
- ② 重度心身障がい者医療証が交付されている世帯
- ③ 児童扶養手当を受給している世帯
- ④ 準要保護認定世帯
- (2) 東日本大震災の避難世帯として避難者登録をし、世帯全員

の令和4年度市町村民税が非課税の世帯

※世帯員全員が、施設入所や長期入院、他の親族の家に移る等により冬期間不在となる世帯や、生活保護受給世帯は助成対象となりません。

●内容 1世帯につき1万円を申請時に指定された口座へ振り込みます。

●申請方法 申請書に必要事項を記入の上、返信用封筒にて健康福祉課福祉係へ郵送してください。

※助成対象となる可能性がある世帯には、12月上旬に案内と申請書を郵送しています。

●申請期限

令和5年3月31日(金)
(当日消印有効)

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係
☎ 86-0111

■ごみ集積所の除雪について

積雪の影響でごみ集積所の扉が開かず、ごみを収集できない場合があります。

除雪について皆さんのご協力をお願いします。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎ 85-6131



子育て支援住宅入居者を募集します

子育て世帯が安心して生み育てやすい環境作りのために整備した住宅の入居者を募集します。

- 所在地：白鷹町大字鮎貝7341番地
- 募集戸数：2戸(白鷹町外在住者向け)
・2戸のうち、1戸は令和3年度竣工、1戸は平成22年度竣工
- 住宅形式：寝室2部屋+リビングダイニングキッチン+浴室
- 家賃
・2子までを扶養する世帯…35,000円
・3子以上を扶養する世帯…30,000円
- 入居資格：次のすべてを満たすこと
 - ①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること(1人以上)
 - ②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が313,000円を超えないこと
 - ③自らが居住するために住居を必要としていること
 - ④市町村民税を滞納していないこと
 - ⑤暴力団関係者ではないこと

- 期限付入所：1番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。
- 申し込みに必要な書類
入居者全員の所得がわかる書類(源泉徴収票の写しなど)、住民票謄本、入居予定者全員の最新の市町村民税納税証明書をご準備のうえ、建設課管理係までお申し込みください。
- その他：申込者多数の場合は抽選により決定します。
- 募集期間：12月15日(木)～12月28日(水)
午後5時まで ※土日祝日を除く
- 入居者の決定：令和5年1月下旬
- 入居可能時期：令和5年2月上旬
- 敷金：家賃の3ヶ月分



【申込・問い合わせ】建設課管理係 ☎ 85-6140

■特別弔慰金の請求を受け付けています

特別弔慰金は、戦没者等の死亡当時のご遺族で令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合に、法律で定められた支給順位の中で先順位のご遺族お一人に支給されます。

請求が済んでいない場合は、健康福祉課福祉係へご相談ください。

●支給内容 額面25万円

5年償還の記名国債

●受付期間 令和5年3月31日まで

【請求先・問い合わせ】

健康福祉課福祉係

☎ 86-0111

■冬の高齢者・障がい者支援制度のご案内

町民の皆さんが、冬でも安心して生活を送ることができるよう、町では次のような支援制度を行っています。ぜひご利用ください。

☑高齢者世帯等雪はき支援事業

自力で除雪ができない世帯に対して除雪支援を行います。

●条件 次のいずれかに該当する町民税非課税世帯

①65歳以上の高齢者世帯

②身体障害者手帳1〜4級該当の障がい者のみの世帯

③療育手帳の交付を受けている障がい者のみの世帯

④精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者のみの世帯

⑤上記の各号に該当する方のみ

で構成されている世帯

●内容 住居の出入り口から、

生活道路に出るまでの人的除雪を行います。

☑高齢者世帯等雪下ろし費支給事業

自力で雪下ろしができない世帯に対して雪下ろし費用を支給します。

●条件 高齢者世帯等雪はき支援事業と同じです。ただし、生活保護受給者は対象外となります。

●給付 住居の雪下ろし1回あたり1万8千円を上限として年度内に3回までとなります。※どちらの事業も、ご親族等から除雪の支援（金銭的な支援を含む）を受けられる方は、支援の対象外となります。

【問い合わせ】

健康福祉課福祉係

☎ 86-0111

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくろう

— 12月は「山形県障がい者差別解消強化月間」です —

白鷹町では令和2年4月1日に『白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例』を制定し、障がいを理由とする差別をなくし、障がいの有無にかかわらず、すべての町民がお互いに支え合いながら、生き生きと安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

条例のポイント①「障がいを理由とする差別の禁止」 《差別の例》

- ◇車いすを利用していることや、補助犬を連れていることを理由に、入店を拒否する。
- ◇サービスの提供に際し、介助者の付き添いなどの条件を付ける。

やむを得ない理由もなく障がいがあるというだけで障がいのない人より不当な扱いをすることは禁止されます。

【相談・問い合わせ】
健康福祉課福祉係
☎ 86-0111



条例のポイント②「合理的配慮の提供」 《配慮の例》

- ◇身体障がいの人に対して、車いすを押すなどの手助けをする。
- ◇知的障がいのある人に理解しやすいよう、わかりやすい表現にする。

障がいのある人が困っているときや配慮を求められたときに、過度な負担でない範囲で、その特性に合わせた必要かつ適切な変更や調整を行うことが合理的配慮の提供です。やむを得ず対応できないときは、理由や事情を説明する必要があります。